

川崎市剣道連盟 規約

川崎市剣道連盟

川崎市剣道連盟 規約

令和5年3月3日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は、川崎市剣道連盟と称する。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所を川崎市内の会長の定める場所に置く。

(組織)

第3条 本連盟は、川崎市内において、剣道「(居合道・杖道を含む)以下「剣道」という。」 を志す個人及び団体をもって組織する。

(目 的)

第4条 本連盟は、剣道の振興を期すると共に会員相互の連携及び親睦を図り、また会員 の生涯剣道を支援することを目的とする。

(各区剣道連盟)

- 第5条 各区に剣道連盟を置き、次の業務を行う。
 - (1) 川崎市剣道連盟の年度登録料及び参加料の徴収。
 - (2) 剣道2級以下及び格付け審査会。
 - (3) 各区剣道連盟の各種行事。
 - (4) 各種大会・審査会・講習会等における事務手続き。

第2章 事 業

(事業)

- 第6条 本連盟は、第4条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 各種大会・合同稽古の開催及び後援に関すること。
 - (2) 段級審査会に関すること。
 - (3) 指導及び調査研究に関すること。
 - (4) 講習会の開催に関すること。
 - (5) 講師・審判員及び審査員の派遣及び依頼に関すること。
 - (6) 本連盟行事における施設、用具等の準備に関すること。
 - (7) 功労者の表彰及び上申に関すること。
 - (8) 各種大会等の選手派遣に関すること。
 - (9) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

第3章 会員・入会・退会

(会 員)

- 第7条 本連盟の会員は次のとおりとする。
 - (1) 正会員

別表に定める年度登録料を納めた者。正会員は、神奈川県剣道連盟及び本連盟が主催または主管する大会・審査会・講習会・合同稽古会等に参加することができる。

- (2) 準会員
 - 別表に定める年度登録料を納めた者。準会員は、本連盟が主催または主管する大会・講習会・合同稽古会等に参加することができる。
- (3) 名誉会員 本連盟において推薦を受け、会長が承認した者。
- (4) 協賛会員
 - 本連盟に対し篤志をもって連盟事業に協力・後援する個人または団体で、 幹部会の承認を得た者。
- 2 住所の移動や勤務先の変更等やむを得ない事情で退会する会員は、事前に各区 事務局に申し出て、手続きをとらなければならない。

(除 名)

第8条 本規約に違反し、本連盟や各団体に対して名誉を著しく毀損する行為をした者は、 幹部会及び常任理事会の決定により除名することができる。

第4章 役員・幹部

(役 員)

第9条 本連盟に次の役員をおく。

(1)	会 長	1	名
(2)	副会長	; ····································	名
(3)	理事長	1	名
(4)	副理事長	; ····································	名
(5)	常任理事	:20 名	弘内
(6)	理 事	:······21 名	S以内
(7)	許 事	2	夕

(役員の選任)

- 第10条 会長・副会長・理事長は、常任理事会において選出し、役員総会において決定する。
 - 2 副理事長・監事は、常任理事・理事の中から会長が指名し、任命する。
 - 3 常任理事は、次の者をもって充てる。
 - (1) 会長が推薦し幹部会が承認した者。
 - (2) 学校関連の剣道関係者から会長が1名を指名し任命する。

4 理事は、各区剣道連盟から3名以内の推薦とし幹部会にて承認された者。

(役員の任務)

- 第11条 役員の任務は次のとおりとする。
 - (1) 会長は、この連盟を代表し会務を統括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。
 - (3) 理事長は、会長の命を受け会務を処理する。
 - (4) 副理事長は、理事長を補佐する。
 - (5) 常任理事は、常任理事会を構成し、会務を審議し、かつその実施にあたる。
 - (6) 理事は、本連盟主催の審査会・大会・その他の運営にあたる。
 - (7) 監事は、本連盟の事業・会計・会計監査にあたる。

(役員の任期)

- 第12条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
 - 2 役員は、その任期が満了した時においても、後任者が就任するまでの間は引き 続きその職務を行うものとする。
 - 3 任期満了前に役員の交代があったときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(名誉会員等)

- 第13条 本連盟に名誉会長・顧問・参与・相談役をおくことができる。
 - 2 名誉会長・顧問・参与・相談役は総会に諮り、会長が委嘱する。
 - 3 名誉会長・顧問・参与・相談役は、この連盟の運営に関し必要に応じて会長の諮問に応じ、第14条の会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 会 議

(会 議)

- 第14条 本連盟の会議は、役員総会・常任理事会・幹部会とし、会長が招集する。
 - 2 役員総会は、第9条に規定する役員で構成する。
 - 3 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事をもって構成する。
 - 4 幹部会は、会長・副会長・理事長・副理事長をもって構成する。
 - 5 前 2 · 3 · 4 項については事務局員が書記の任務にあたり、会議において出席 者の求めに対し必要に応じて説明することができる。

(議事)

- 第15条 会議の議長は会長があたる。
 - 2 前14条1項の会議は、役員の過半数の出席をもって成立する。(委任状を含む)
 - 3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員総会)

第16条 役員総会は、この連盟の最高議決機関であって、毎年1回開催する。但し会長が特に必要と認めるとき、または理事の二分の一以上の者から会議に付すべき 事項を示して臨時役員総会招集の請求がされたときは、臨時役員総会を開くことができる。

(役員総会の議決事項)

- 第17条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
 - (1) 規約の改廃に関すること。
 - (2) 年間事業計画に関すること。
 - (3) 年度登録料及び参加料等に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他会長が重要と認める事項に関すること。

(常任理事会の決議事項)

- 第18条 常任理事会は、この連盟の執行機関であって、次の事項を掌理する。
 - (1) 総会に提出する議案に関すること。
 - (2) 総会において議決された事項、その他の会務に関すること。
 - (3) 連盟規約の施行に関する細則等を設け、または改廃すること。
 - (4) その他緊急を要すると会長が認めるときは、会長に代わってその事項を執行することができる。

(幹部会の決議事項)

第19条 幹部会は第8条、第10条3(1)・4項の承認の他、必要に応じ会務を実施し、 案件について審議する。これらの案件については、必要に応じて常任理事会で 報告する。

第6章 事務局・専門部

(事務局)

- 第20条 本連盟の事務処理をするため事務局を設け、事務局長及び事務局員を置くことができる。
 - 2 事務局長及び事務局員は、幹部会で諮り会長がこれを任命する。
 - 3 事務局は、次の会務をつかさどる。
 - (1) 庶務・財務・渉外に関すること。
 - (2) 会員の登録・連盟の記録・広報に関すること。
 - (3) 各専門部の事務処理に関すること。
 - (4) その他

(専門部)

- 第21条 本連盟に次の専門部を設置する。
 - 2 それぞれの部に部長・副部長・部員を若干名おく。
 - (1) 企画部 ………(企画・調査統計に関すること)
 - (2) 指導部 ………(研修・講習・選手派遣・審判依頼に関すること)
 - (3) 審査部 ………(審査会に関すること)
 - (4) 大会部 ………………………………………(各種大会に関すること)
 - (5) 居合道部 ………………………(居合道に関すること)
 - (6) 杖道部 ………(杖道に関すること)
 - 3 各部内人事は、常任理事及び理事の中から幹部会において選出・決定し、会長 がこれを指名し任命する。

第7章 会 計

(経費)

第22条 本連盟の運営費は、会員の年度登録料・助成金・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(年度登録料)

- 第23条 本連盟の年度登録料は、別表に定める。
 - 2 会員になろうとする者は、年度ごとに第1項に定める年度登録料を本連盟に納 入しなければならない。
 - 3 既納の年度登録料は過納を除き、いかなる理由があっても返還しない。

(会計年度)

第24条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決 算)

第25条 決算は、会計年度終了後、会計監査を経て年度内役員総会の承認を得なければ ならない。(会計中間報告を含む)

第8章 雑 則

(委任)

第26条 この規約に定めるものの他、必要な事項は常任理事会に諮り、会長が定める。

附 則 この規約は昭和58年4月1日から施行する。 従前の規約は、この改正規約の実施と同時に廃止する。

附 則 この規約は昭和61年4月1日から施行する。

附 則 この規約は昭和62年4月1日から施行する。

附 則 この規約は平成3年4月1日から施行する。

附 則 この規約は平成9年4月1日から施行する。

附 則 この規約は平成10年4月1日から施行する。

附 則 この規約は平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規約は平成24年5月1日から施行する。

附 則 この規約は令和元年5月25日から施行する。

附 則 この規約は令和2年5月24日から施行する。

附 則 この規約は令和3年3月6日から施行する。

附 則 この規約は令和5年3月3日から施行する。